

民法（相続関係）改正に伴う銀行実務への影響

2021年4月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、本研究会第2分科会における平成30年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成30年度は「民法（相続関係）改正に伴う銀行実務への影響」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「相続法改正を契機とした普通預金規定の見直しについて」（沖野眞已担当）、第2章で「民法909条の2にもとづく預貯金債権の行使」（山田誠一担当）、第3章で「保全処分による預金債権の仮取得について」（松下淳一担当）、第4章で「民法（相続関係）改正と遺言による貸金庫内容物の承継」（加毛明担当）、第5章で「銀行実務における遺言執行者の地位」（山下純司担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、2018年の相続法改正により新設された相続開始後遺産分割前の預貯金の払戻し等の扱いを含め、相続への対応という観点から、普通預金規定の見直しの要否・内容について、検討する。第2章においては、平成30年に成立した民法の一部改正により新設され、各共同相続人は、遺産に属する預金について、遺産分割前、一定の範囲内で単独で権利を行使することができることを定めた民法909条の2は、改正前の規律をどのように変更したかを明らかにし、あわせて、同条の適用に際して関連する問題を検討する。第3章においては、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）により新設された預金債権の仮取得（家事事件手続法200条3項）をめぐる諸問題を検討する。第4章においては、平成30年改正後の民法のもとで、貸金庫内容物が遺言による承継の対象とされた場合に、いかなる法律関係が生じるか、また、いかにして遺言の内容が実現されるかについて検討する。第5章においては、遺言執行者の権限範囲に関する一般的な議論を概観した後で、遺言者が金融機関との関係で債務を負っていた場合における遺言執行者の権限について考える。とくに、金融機関が債権回収を行おうとする場合に、遺言執行者および相続人との関係をどのように考えるかについて考察する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部をお願いしている。

最後に、第2分科会では、令和2年度は「新型コロナウイルス感染拡大を契機としたオンライン・リモート取引拡大における法的問題点」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

令和3年4月
金融法務研究会座長
岩原紳作